



議案第 七 号

三朝町火入れに関する条例の設定について

次のおり三朝町火入れに関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町火入れに関する条例

(目的)

第一条 この条例は、三朝町の森林又は森林の周囲一キロメートルの範囲内にある土地における火入れに關し、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第二十一条の許可の手續、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第二条 法第二十一条第一項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の五日前までに、別記様式第一号による申請書二通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

一 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

二 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

三 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

（許可の要件）

第三条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

一 火入れの目的が、法第二十一条第二項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

二 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

（許可証の交付等）

第四条 町長は、火入れの許可をするときは、法第二十一条第一項の規定に基づき、

第八条から第十五条まで及び第十六条第四項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その

他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項

を記載した別記様式第二号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

（許可後における指示）

第五条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第二十一条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

（許可の対象期間）

第六条 火入れの許可の対象期間は、一件につき七日以内とする。

（許可の対象面積）

第七条 一団地における一回の火入れの許可の対象面積は、二ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を一ヘクタール以下に区画し、その一区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の一区画の火入れを行う場合にあつては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第八条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第九条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第十条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第十二条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第十一条 火入責任者は、火入地の周囲に幅五メートル以上(火入地が傾斜地である場合

におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については十メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第十二条 火入者は、火入れに当たつては、一回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

一 〇五ヘクタールまでは十人以上

二 〇五ヘクタールを超える場合にあつては、その超える面積〇五ヘクタールにつき五人を一の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鉋、スコップ、火たたき、バケツ、チェンソー等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第十三条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第十四条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第十五条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たつては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

- 第十六条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防署長にその旨通知するものとする。
- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることもできる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

別記様式第1号(条例第2条関係)

—火入許可申請書—

昭和 年 月 日

三朝町長 殿

申請者 住所
氏名 印

次のように火入れを行いたいのので許可されたく「三朝町
火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

| | | |
|------------------|------------------------------------|--|
| 火 入 地 | 所在地 | |
| | 所有者 (管理者) | |
| | 地種区分 | 保安林(), 普通林, 原野, その他() |
| | 所有区分 | 国有地(), 公有地(), 私有地() |
| | 面積 | 総面積 ヘクタール |
| 火入れ期間 | 昭和 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) | |
| 火入れ目的 | 1.地ごしらえ 2.開墾準備 3.害虫駆除 4.焼畑 5.採草地改良 | |
| 火入れ方法 | | |
| 防 火 体 制 | 火入従事者 | 男 人, 女 人, 計 人 |
| | 防火帯 | 延長 メートル, 幅員 メートル |
| | 器具 | |
| 火入責任者 | | |
| 備 考 | (添付書類 通) | |

註 1.保安林の()の中には保安林種を記入, 2.その他の()には土地現況を記入, 3.所有区分の()には, 所有形態の細分(部分林, 部落有林, 社寺有林等)を記入

別記様式第2号(条例第4条第1項関係)

火入許可証

昭和 年 月 日

許可番号 号

申請人 殿

三朝町長 印

月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

| | |
|-------|--------------------------------|
| 火入場所 | |
| 面積 | 総面積 ヘクタール |
| 目的 | |
| 期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) |
| 火入責任者 | |
| 指示事項 | |
| 備考 | |